

第16回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和7年11月25日(火)午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第16回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 南越前農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 専決処分の承認について
(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付(案)の決定について(10月利用権))
- 報告第2号 専決処分の承認について
(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について(10月利用権))

その他

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9		9	小不動勝史
10	神戸 一喜	10	
事務局長	石渡 貴教		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

10番 神戸 一喜

1番 加藤 幹雄

【開会】 午後1時25分	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第16回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小不動産委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、10番 神戸委員と1番 加藤委員にお願いいたしたいと思っております。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。</p> <p>では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」および議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請は3件です。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人^{ゆずりわたしにん}は湯尾にお住まいの●●さんで、譲受人^{ゆずりうけにん}は湯尾にお住いの●●さんです。申請地は湯尾●●他2筆、現況は畑 面積合計319㎡です。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。当該農地は譲受人が●●さんから借受けて野菜等を耕作しており、購入を希望されています。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて、議案書は、1ページ番号②をご覧ください。</p> <p>譲渡人^{ゆずりわたしにん}は牧谷にお住まいの●●さんで、譲受人^{ゆずりうけにん}は●●です。申請地は上野●●と●●の2筆、現況は田 面積は1,601㎡と2,219㎡のうちの1,769㎡、合計 3,988㎡です。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の4ページをご覧ください。赤色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料5ページは現地確認の様子です。こちらは●●が体験農園として整備するため、3年間の賃貸契約を交わすため申請です。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料6ページをご覧ください。農地法第3条第2</p>

	<p>項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて、議案書は、1 ページ番号③をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small> 譲渡人は上野にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small> 譲受人は上野にお住いの●●さんです。申請地は上野●●、現況は畑 面積は 880 m²です。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の 7 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料 8 ページは現地確認の様子です。こちら①と同様、譲受人が現在、当該農地を借受けて畑として作付けを行っており、購入して引き続き耕作を行ってきたいとのことです。</p> <p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料 9 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。5 条許可申請は 2 件です。</p> <p>それでは、議案書の 2 ページ、番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人は牧谷にお住まいの●●さん、譲受人は●●さんと奥さんの●●さんです。申請地は牧谷●●、現況は畑で、面積 434 m²です。</p> <p>位置につきましては、資料の 10 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、11 ページは現地の様子、12 ページから 14 ページにかては配置図および施設図を付けております。当該農地では新築住宅の建設を計画しております。当該地の北側には●●さんのご自宅がございます。次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料 15 ページをご覧ください。まず、右側の立地基準は (B) 第 1 種農地です。原則許可できないこととなっておりますが、黄色のただし書きの 2 行目の「集落に接続して住宅等を建設する」に該当し許可は可能です。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、議案書の 2 ページ②をご覧ください。</p> <p>譲渡人はさきほど 3 条許可申請の②と同様で牧谷にお住まいの●●さん、譲受人は●●さんです。申請地は上野●●、現況は田、面積 2219 m²のうち 450.77 m²です。</p> <p>位置につきましては、資料の 16 ページをご覧ください。赤色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、17 ページは現地の様子、18 ページから 19 ページにかては配置図および施設図を付けております。当該農地では体験農園を利用する利用者の通路および駐車場とするための転用申請です。体験農園に付帯するものですので、農業用施設として扱えるのですが、面積が 2a を超えるため転用許可手続きが必要となります。</p> <p>次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料 20 ページをご覧ください。まず、当該農地は農振農用地です。こちら①も、原則許可できないこととなっておりますが、町の農業振興に寄与する施設整備であると認められるため、町の農業振興地域整備計画を農業用施設用地として軽微な用途変更をし、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、3 条許可申請の現地確認の報告を今村委員さんお願いします。</p>

今村委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1 1月13日に山内委員と井上典宣委員、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>1件目の湯尾と、3件目の上野の農地は現在も野菜や花きを作付をされており、引き続き耕作することを希望されています。2件目の上野の農地は体験農園として利用される予定と聞いており、許可するうえで、問題ないと判断できます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>5条許可申請の現地確認の報告を井上典宣委員さん お願いします。</p>
井上委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1 1月13日に先ほど同様に5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>1件目の住宅建設による農地転用についてですが、畑として利用されており、集約・集積には影響ないものと思います。また、2件目の通路と駐車場による農地転用ですが、地域農業の振興に資するものと判断できますので、問題ないと思われます。</p> <p>以上ですよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第3号 現況証明申請について】	
議長	<p>次に、議案第3号「現況証明申請について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回現況証明申請は1件です。</p> <p>議案書は、3ページご覧ください。</p> <p>申請人は東大道にお住いの●●さんです。申請地は西大道●●、面積は64㎡で、登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、資料の21ページをご覧ください。黄色い枠で囲ってある箇所が申請地でございます。22ページは現地確認の様子です。当該土地は昭和4年に7名の方が共有名義として購入し、以後、墓地として利用してきましたが、7人で協議をした結果、●●さんお一人の名義として所有権移転し、土地の管理をしていくうえで、現況に合った地目に変更するための申請です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>私から質問してよろしいですか。</p> <p>地目は何にしたいのでしょうか。</p>

事務局	現況にあった「墓地」としたいそうです。
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第3号に対し、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認いたします。</p>
【議案第4号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】	
議長	次に、議案第4号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>資料は、23ページをご覧ください。町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地に住宅等を建設するときには農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。</p> <p>資料24ページをご覧ください。農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限りすることができるとなっております。その要件とは矢印下の囲ってあるところをご覧くださいまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画内容に必要性かつ適当性があり、農用地区域外に代替すべき土地がないこと 2. 地域計画の達成に支障がないこと 3. 農用地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的な土地利用に支障がないこと 4. 担い手に対する農用地の利用の集積に支障がないこと 5. 土地改良施設の有する機能に支障がないこと 6. 土地基盤整備事業の完了後8年以上を経過しているものであること。 <p>以上の要件をクリアしなければ、基本的には除外は認められておりません。</p> <p>では、申請の内容について説明をさせていただきます。</p> <p>議案書4ページ①をご覧ください。</p> <p>変更箇所は上野●●、畑、面積618㎡のうち27.192㎡で、所有者は上野にお住いの●●さんで、事業者は、●●さんです。除外する目的は、太陽光パネルを設置するものです。位置につきましては資料25ページをご覧ください。黄色枠の箇所が当該農地であり、北側にある住宅が現在居住されているご自宅となります。資料の26ページから33ページは配置図や平面図等です。</p> <p>除外申請につきましては、先ほどの除外の要件を全てクリアしました。</p> <p>次に、議案書4ページ②をご覧ください。</p> <p>変更箇所は新道●●、他4筆、いずれも畑、面積合計151.38㎡で、所有者は新道にお住いの●●さん、●●さんで、事業者は、●●さんです。除外する目的は、新道●●を平成12年に4条申請により転用し、住宅を建てた際、地目登記を変更せず、住宅と共に新道●●を舗装しました。その後、平成25年度に南越前農業振興地域整備計画の見直しを行った際、該当土地を農振農用地として編入しました。そのため、当該土地は現況が非農地であるため、農振農用地域から除外するものです。●●さんが相続登記の手続きをしようとした際、今回の事案が発覚したそうです。資料の34ページから36ページは現地の写真と公図を付</p>

	<p>けました。</p> <p>除外申請につきましては、先ほどの除外の要件を全てクリアしました。</p> <p>今回、農業委員会の意見聴取についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。また、現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中であります。</p> <p>今後の流れですが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができましたら30日間の農業振興地域整備計画の公告縦覧、最後に15日間の異議申出期間が終了しましたら、除外が完了し、それから後に農地転用の手続きをすることになります。このまま順調に進みましたら、こちらの農地転用は1月に出てくる予定となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
石山委員	<p>はい、報告いたします。申請地は、現地の状況からみましても、草刈りの管理をしているだけの状態であり、畑として利用するのであれば、地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。以上ですよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご質問が無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 から第2号 専決処分の承認について】	
議長	<p>次に、報告事項につきまして、報告第1号から第2号までを一括して議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず報告第1号についてご説明いたします。</p> <p>南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付(案)の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の37ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 (案)、こちらは耕作者のみが変更となる再貸付となります。促進計画(案)の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分したものです。利用権の再貸付を設定する農地は合計4筆、12,172㎡で、借り手の耕作者は2名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年1月1日です。資料の38ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>続きまして報告第2号についてご説明いたします。南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といた</p>

	<p>しましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の 39 ページをご覧ください。今回は利用権設定日が令和 8 年 1 月 1 日から始まるものと、下の段の令和 8 年 3 月 31 日から始まるものの 2 種類があります。一部新規の利用権設定もごさいますが、いずれも 10 年前に中間管理事業を通じて利用権設定がされたものの更新による促進計画です。利用権設定する農地は 1 月開始が合計 68 筆、105,899 m² で、貸し手の地権者は 24 名、借り手の耕作者は 8 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。下段は 3 月開始で合計 1 筆、1966 m² で、貸し手の地権者は 1 名、借り手の耕作者は 1 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。契約期間は 10 年です。資料の 40 ページ以降は契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでごさいますので、報告第 1 号から報告第 2 号は承認されました。</p>
【その他 について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。事務局から 2 点お願いとお知らせをさせていただきます。</p> <p>1 点目は活動記録の提出についてですが、9 月までの活動記録の提出がまだの方はご提出をお願いします。なお、10 月から 12 月の活動記録は 1 月末までにご提出をお願いします。</p> <p>2 点目に、8 月に担当地区の農地パトロールをお願いしておりましたが、こちらの提出期限も今月末となっておりますので、パトロールの結果をお知らせください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はごさいませんか。</p> <p>無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でごさいますが、事務局案といたしましては、1 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、次回は 1 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分から、この部屋、役場別館第 1 会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第 16 回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
【閉会】 午後 2 時 10 分	